

本市議会の



質問内容（議案外の質問に限ります）

本市の行政全般にかかわる事務の執行状況や将来の方針等への疑問や提案などです。

質問時間

答弁を含め、一人当たり60分以内です。

福祉

切れ目のない

発達支援に向けて

問

近年、発達障害と診断される人が増加している。発達に気になる方への総合的な相談窓口の検討状況について聞きたい。

答

市内で検討委員会を開催し検討を行っている。本市はライフステージに応じた支援体制が既に整っていることから、連携体制の充実のほか、相談先や支援内容をまとめたパンフレットの周知方法の見直しなどを行った。



1歳6カ月児健診時等で配布するマイファイルにもパンフレットを同封し相談窓口を周知

問

子どもの発達や育児の悩み等を共有する場である、

保護者サロン「ほっとすてっぷ」では、ペアレントメンター※1との談話会を開催している。同じ悩みを持つ保護者に、これまで培ってきた体験等を伝える場を増やしてもらいたい、今後の活用は。



答

現在、地域における発達障害児等への支援体制の課題等について検討を進めており、ペアレントメンターの効果的な活用に向けて、ニーズを確認し対応していく。

問

発達支援は生涯にわたる行う必要がある。発達が気になる子どもから大人までの支援体制について市の考えは。

答

発達に特性のある方への支援は、総合的・横断的に対応できる仕組みが必要であると認識している。一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援が受けられるよう、市内各所管をはじめ、外部の関係機関との連携を深めながら、より効果的な支援体制の構築に取り組んでいく。

自立に向けた

支援の拡充を

問

生活保護利用者が自立した生活を送るため、被保護者自立促進事業を実施しているが、本市は精神科カウンセリング受診料を支給対象外としている。対象とする自治体もある中、本市も支給対象に加えてもらいたいだろうか。

答

精神科医が医療の一端として行う専門的なカウンセリングは、生活保護法に基づく医療扶助の対象であり、必要な支援を受けることが可能であるため、本事業では支給対象外としている。今後も利用者のニーズや他市の状況把握に努めていく。

健康・医療

生命を守り、安心して暮らせるまちへ

問

妊娠22週から出生後7日未満の周産期は、母子の生命にかかわる事態が発生する可能性が高くなる期間であることから、高度な医療体制の整備が必要である。新生児の集中治療を行うNICU※2設置など、さらなる周産期医療

体制の実現に向けた考えは。



NICU設置等で周産期医療体制の充実を

答

市内2カ所の中核病院と、引き続きNICU設置の協議を進めるとともに、周産期医療体制の推進に向け、搬送体制の強化や高度専門的な医療資源の確保について、都に積極的に働き掛けていく。

問

脱毛など、がん治療に伴う外見の変化に対する支援は、治療を経験した人にとって大きな希望と考える。市は7年度から、ウィッグ購入費等の助成金について、上限額を5万円から3万円に引き下げたが、その理由を聞きたい。

答

本制度に対する需要の高まりを踏まえ、限られた予算を最大限活用する観点から、より多くの対象者に利用してもらうため見直した。都の補助金を活用した制度であることから、今後、都の制度改正の状況や他自治体の動向等を注視していく。

※1自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

※2Neonatal Intensive Care Unitの略。新生児集中治療室のことで、集中治療や観察が必要な新生児が入院する部屋